

総 第 7 9 6 号
令和7年3月31日

学校法人理事長 殿

岡山県総務部長

令和7年度以後の監査事項の指定について（通知）

このたび、「学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）」及び「私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）」が令和7年4月1日から施行されます。

つきましては、私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号。以下、「改正法」という。）による改正後の私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「改正助成法」という。）第14条第2項の規定に基づき、知事を所轄庁とする会計監査人を設置しない学校法人が同条第4項の規定により知事に届け出る令和7年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書に添付する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国人公認会計士を含む。）又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定しましたので、お知らせします。

学校法人におかれましては、本通知の内容に十分御留意の上、事務処理に遺漏のないようお取り計らい願います。

記

一 改正助成法第14条第2項に基づく監査事項の指定について

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下同じ。）の定めるところに従って会計処理が行われ、同令第16条の計算書類（活動区分資金収支計算書を除く。）及び同令第41条第1項の附属明細書が作成されていること。

二 監査事項の内容について

上記「一 改正助成法第14条第2項に基づく監査事項の指定について」で指定した令和7年度以後の監査事項の具体的内容は、次のとおりであること。

1 貸借対照表について

(1) 全ての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

- ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。
- イ 負債は、全てを網羅して計上されているかどうか。
- (2) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。
- (3) 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- (4) ア 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
 - イ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 18 条、第 19 条第 20 条、第 21 条及び第 22 条に従っているかどうか。

2 事業活動収支計算書について

- (1) ア 事業活動収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
 - (ア) 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。
 - (イ) 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。
 - (ウ) 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。
- イ 上記アの具体的内容のうち、特に留意すべき事項は次のとおりである。
 - (ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。
 - (イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
 - (ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。
 - (エ) 寄附金（現物寄附を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
 - (オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。
- (2) ア 事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
 - イ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に従っているかどうか。

3 資金収支計算書について

- (1) ア 資金収支計算は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
 - (ア) 当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

- (イ) 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。
- イ 上記アの具体的内容のうち、特に留意すべき事項は次のとおりである。
 - (ア) 収入及び支出の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。また、規定外の予算流用を行っていないかどうか。
 - (イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。
 - (ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。
 - (エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。
 - (オ) 寄附金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (2) ア 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
 - イ 記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第 35 条、第 36 条、第 37 条及び第 38 条に従っているかどうか。
 - (注) 資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書は、学校法人会計基準第 50 条の規定により作成しないこととできるが、作成し届け出る場合も、監査事項からは除外されていること。

4 計算書類の注記について

学校法人会計基準第 40 条に定められている事項について、注記されているかどうか。

5 附属明細書（固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書）について

- (1) 附属明細書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- (2) 様式は、学校法人会計基準第 42 条に従っているかどうか。
 - 注) 基本金明細書は、学校法人会計基準第 50 条の規定により高等学校を設置する学校法人を除き作成しないことができるが、作成し届け出る場合は、監査事項となること。

6 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

三 知事への書類の提出について

知事への計算書類等の提出については、次のことに留意すること。

1 提出書類について

- (1) 助成対象学校法人（改正助成法第4条又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人をいう。）で知事の所轄に属するものは、改正助成法第14条第4項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類（改正法による改正後の私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「改正私学法」という。）第103条第2項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、知事の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告（以下、「監査報告」という。）又は会計監査報告（改正私学法第86条第2項の会計検査報告をいう。以下同じ。）を添付して、知事に提出することとされていること。
- (2) 同項ただし書により補助金の額が少額である場合の監査報告又は会計監査報告の添付の免除に係る知事の許可については、毎年度、様式第1号（申請書）を当該年度の翌年度の4月10日までに提出し、知事の許可を受けた学校法人にあっては、監査報告又は会計監査報告の添付を省略することができるものであること。この場合、「補助金の額が少額」であるとは、当面1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものであること。
- (3) 私立学校振興助成法施行規則第2条の規定に基づき、知事への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表（以下「内訳表」という。）並びに知事が定める書類を添付してしなければならないとされていること。
- (4) 知事が定める書類は、令和7年3月28日付け岡山県告示第145号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士等の監査報告（以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。）とされていること。

2 届出期日について

改正助成法第14条第4項の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に提出することとされていること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること。

3 提出方法等について

- (1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

① 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準の一部を改正する省令による改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「新基準」という。）の第一号様式から第四号様式、注記事項（新基準第40条に規定する事項をいう。）、第五号様式から第七号様式

式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。また、会計監査人設置学校法人については、改正私学法第 104 条第 2 項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 21 号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）第 43 条第 2 項の規定により準用する改正私学法第 104 条第 2 項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

② 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号から第三号様式の順序とすること。

(2) 監査報告又は会計監査報告の原本が電子形式である場合には、当該監査報告又は会計監査報告（電子署名であるものを必要とすること。）のほか、計算書類及びその附属明細書（収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含み、会計監査人設置法人については、改正私学法第 104 条第 2 項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査報告が一体となって作成される場合には、財産目録を含む。四の 3（3）及び（4）において同じ。）を一体の電子形式ファイルとして、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合には、当該人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）及び内訳表を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。

(3) 監査報告又は会計監査報告及び人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、当該監査報告又は会計監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を計算書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にそれぞれとじ込んだ上で、それぞれの原本の情報を記録した別個の電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

なお、必要やむを得ない場合には総務学事課学事班へ連絡し、その了解を得た上で、紙媒体で提出することも可能であること。その場合は当該監査報告又は会計監査報告（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を計算書類及びその附属明細書の前にとじ込み、原本を紙媒体で提出すること。また、人件費内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を内訳表の前にとじ込み、原本を紙媒体で提出すること。この場合の計算書類等の用紙は日本産業企画 A 4 判に統一すること。ただし、内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。

(4) 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

4 内訳表の作成及び提出について

- (1) 内訳表の作成については、昭和 47 年 4 月 26 日付け文管振第 93 号文部省管理局長通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和 55 年 11 月 4 日付け文管企第 250 号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成するものとする。
- (2) 知事に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の手続きを経て作成されたものでなければならないこと。

5 人件費支出内訳表の監査について

- (1) 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく公認会計士等の監査は、昭和 46 年 5 月 10 日付け文管振第 69 号文部省管理局長通知「日本私学振興財団法附則第 14 条第 1 項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）」の記の I の 4 を踏まえ、「学校法人内部の正規の手続」として理事会による承認の後に行われていることについて、このたび「学校法人内部の正規の手続」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規定に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。
- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して記載されることから、令和 7 年 3 月 28 日付け岡山県知事告示第 145 号が指定する人件費支出内訳用の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と改正助成法第 14 条第 2 項に基づく公認会計士等の監査又は改正私学法第 104 条第 2 項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

四 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、公認会計士等が、当該学校法人と公認会計士法第 24 条又は第 34 条の 11 に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があるが、著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則等を参考とすること。

五 私立学校振興助成法施行規則の運用について

- 1 助成対象学校法人で岡山県知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2 以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第 3 条第 1 項第 1 号と同項第 2 号以下の各号との区分を省略できるものとする。
- 2 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収

支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする。

六 通知の廃止について

平成 28 年 4 月 20 日付け総第 64 号岡山県総務部長通知「平成 28 年度以後の監査事項の指定について（通知）」は、令和 6 年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止すること。

【問合せ先】

岡山県総務部総務学事課学事班

電話：086-226-7198

E-mail：shigaku@pref.okayama.lg.jp

様式第 1 号

番 号
年 月 日

岡山県知事

殿

法人所在地
法 人 名
理事長氏名

公認会計士等の監査報告書の添付免除許可申請書

計算書類及びその附属明細書に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書について、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき添付を免除してくださるよう申請します。

記

年度の私立学校振興助成法第 9 条に規定する経常的経費に対する補助金額
補助金額

(内訳)

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 学校法人等運営費補助金額 | 円 |
| (2) その他の経常的経費に対する補助金額 | 円 |